

とやま中央会 FAX 情報

2022. 5. 2 発行 №630

企業と従業員のウェルビーイング創出事業の 募集のご案内

－ 富山県 －

富山県では、働き方改革やDX、女性活躍の取組みを促進するため、企業や団体におけるセミナーやワークショップの開催を支援する「企業と従業員のウェルビーイング創出事業」を以下のとおり実施します。講師派遣を希望する企業や団体を募集しますので、ご応募ください。

1. 趣旨

企業や団体における働き方改革やDX、女性活躍の取組みを促進するため、テーマや開催時期など主催者の希望に応じて県が専門の講師を派遣し、自主的なセミナーやワークショップの開催を支援します。

2. 事業の概要

- ・内容 企業や団体に専門講師を派遣します
- ・実施期間 令和4年4月～令和5年3月
- ・対象 県内の企業や経済団体、業界団体による研修会等（20名以上を想定）
- ・講義時間 1～2時間程度
- ・会場 申込み企業・団体が設定
- ・講師 主催者の希望に応じ、県が調整
- ・テーマ 以下の6コースから選択

①働き方改革推進コース

長時間労働の是正や多様な働き方ができる環境づくり等を支援

②DX・テレワーク推進コース

デジタル技術を活用した生産性の向上を支援

③ワークライフバランス推進コース

仕事と生活（育児・介護等）の両立を支援

④マインドフルネスコース

瞑想を通じて集中力を高めることにより、心の健康と生産性の向上を支援

⑤男性の育休取得、家事・育児参画推進コース

育児・介護休業法の改正・施行に伴い、男性の育児休業取得や家事・育児参画を促進

⑥女性活躍推進コース

性別に関わらず誰もが意欲や能力に応じて活躍できる職場づくりを支援

3. 経費・役割分担

各企業・団体

- ①会場の確保
- ②参加者の募集
- ③当日の進行
- ④配布資料の印刷

※必要に応じて、講師との打合せも可能です。

県

- ①講師の手配（謝金、旅費は県が負担）

- ②講師との調整

4. 申込み方法

原則開催希望日の2か月前までに下記URLの専用フォームにてお申込みください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/Y7MFQT>

5. お問い合わせ

富山県少子化対策・働き方改革推進課 働き方改革推進担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁南別館2階

E-mail: ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp

TEL. 076-444-3137

FAX. 076-444-3479

◇ とやま輸出コミュニティ会員大募集のご案内

富山県ではジェトロ富山と共同で、県内の農林水産物等の輸出に関心のある事業者や団体を会員とする「とやま輸出コミュニティ」を組織しました。会員相互の交流や情報交換のほか、輸出に関する研究や連携した取組みの促進等を図ります。

現在、「とやま輸出コミュニティ」の会員を募集していますのでご案内いたします。

1. 活動内容

「とやま輸出コミュニティ」では、会員向けに以下の活動に取り組みます。

- ①会員間の情報交換や輸出情報を提供する交流サイトの運営
- ②他県の先進事例や専門家を招聘した勉強会やセミナーの開催
- ③商談会や国際展示会等の参加者の募集
- ④本県の輸出の先駆的な取組みとなる「リーディング・プロジェクト」のアイデアや参加メンバーの募集
- ⑤地域商社を中心に形成する「輸出プラットフォーム」の参加事業者の募集等

2. 応募対象者

(1) 対象者

県内の農林漁業、食品製造業等の生産者及びその団体、地域商社、卸業者、物流関係事業者、行政、輸出支援機関、金融機関、海外に拠点を持つ企業等の支援機関など富山県内の輸出に関わる者（以下「輸出関係者」という。）

(2) 会員の要件

コミュニティの会員（以下「会員」という。）は以下の要件（支援機関にあつては、(1)を除く。）を満たす、輸出関係者として。

①富山県内に拠点をもって事業活動を行っていること。（原則）

※県外にしか拠点がない関係者は、個別にご相談ください。

②コミュニティ事務局が行う輸出実績に関する調査等に協力すること。

③登録にあたって、次の会員情報（会員の名称、所在地、電話番号、業種及び輸出実績の有無）をホームページ等に掲載することを了承すること。

④会員間において、③の会員情報のほか、会社概要・業務内容、担当部署名及び生産又は取扱品目に関する情報が開示されることを了承すること。（メールアドレスや連絡のとりやすい電話番号については事務局にお知らせください。これらについては事務局において管理します。）

⑤次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。

イ 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。

ウ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3. 募集期間

令和4年5月31日（火）

※これ以降も受付は随時行います。

4. 申込み方法

下記URLの募集ページから必要事項を入力。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/7NBe3>

5. 登録手続き

事務局において申請内容を確認したうえ、要件等を満たす場合は登録完了を通知します。

6. お問い合わせ

富山県農林水産部市場戦略推進課輸出促進係

〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13

富山興銀ビル1 1階

TEL. 076-444-3227 (直通)

日本貿易振興機構 富山貿易情報センター

(ジェトロ富山)

〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3

富山商工会議所ビル別館5階

TEL. 076-415-7971

◇ 令和4年度富山県ががんばる商店街支援事業募集のご案内

富山県では、商店街の魅力や集客力を向上していくために、核店舗の再生や中心市街地の商店街等が自ら考えた総合的な活性化プランの実現等に向けて着実に取り組む「がんばる商店街」を市町村と連携して支援します。

1. 趣旨

認定中心市街地以外の地域において、自らの努力と工夫により商店街の活性化や、にぎわい回復にむけた取り組みを行う商店街組合等を支援します。

2. 応募対象者

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人、任意団体等

下記3. (1) 核店舗再生支援事業については民間事業者（個店）も対象となります。

共同店舗は、事業協同組合、特定会社、任意団体として対象となります。

3. 事業内容

(1) 核店舗再生支援事業

商店街で集客の核となる店舗の再生を支援

補助率：県 1/3（市町村 1/3）

補助対象期間：単年度

補助限度額：1,000万円

(2) 重点支援事業

商店街活性化のための創意と工夫を凝らした取り組みを支援

補助率：県 1/3（市町村 1/3）

補助対象期間：最高3年

補助限度額：2,000万円

(3) 一般事業

補助メニューから選択された事業に対して支援

【ハード事業】

補助率：県 1/4（市町村 1/4）

補助対象期間：単年度

補助限度額：250万円

【ソフト事業】

商店街で実施するイベント開催等を支援

補助率：県 1/4（市町村 1/4）

補助対象期間：単年度

補助限度額：100万円

(4) イベント事業

商店街で実施するイベント開催等を支援

補助率：県 1/4（市町村 1/4）

補助対象期間：単年度

補助限度額：40万円

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

4. 応募方法

様式を下記URLよりダウンロードし、申請書及び関係書類を、市町村担当課を通じて県地域産業支援課まで提出してください。

※予算額に達した時点で募集終了

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/dRoqQh>

5. お問い合わせ

商工労働部地域産業支援課商業活性化係

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

県庁東別館 3階

TEL. 076-444-3253

FAX. 076-444-4402

◇ 令和4年度富山県認定中心市街地支援事業募集のご案内

富山県では、中心市街地活性化基本計画に記載された事業の推進について支援いたします。

1. 趣旨

認定された中心市街地活性化基本計画に記載された事業の推進について支援いたします。

2. 応募対象者

組合等(中心市街地活性化協議会、商工団体、商店街振興組合)、NPO法人、任意団体等

3. 事業内容

①調査研究事業

認定基本計画に記載された事業及び附帯・関連する事業(商業振興関連施策に限る)を実施するための調査・研究等事業

②計画推進事業

認定基本計画に記載された事業及び関連する事業

4. 補助限度額等

補助対象地域：認定中心市街地

補助限度額：①調査研究事業 単年度

②計画推進事業 最長3年間

補助率：①調査研究事業 1,000万円

②計画推進事業 2,000万円

(最長3年間の合計額)

5. 応募方法

様式を下記URLよりダウンロードし、申請書及び関係書類を、市町村担当課を通じて県地域産業支援課まで提出してください。

※予算額に達した時点で募集終了

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/n2hChI>

◇ 消費税のインボイス制度特設サイトのご案内

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。

国税庁特設サイトにおいて、事業者の皆様へインボイス制度並びに適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始を広く知っていただくため、様々な周知・広報を実施しております。

1. 特設サイトについて

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/DLNLdL>

2. お問い合わせ

金沢国税局 課税部 消費税課 軽減税率・インボイス制度係

〒920-8586 金沢市広坂2丁目2番60号

金沢広坂合同庁舎

TEL. 076-231-2131

新型定期預金
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL 076-424-3686 FAX 076-422-0835